

# 統計法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成 27 年 12 月  
総務省政策統括官  
(統計基準担当)

## 1. 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である、学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする基幹統計（以下「学校保健統計」という。）の作成を目的とする法第 2 条第 6 項の基幹統計調査の実施に当たり、都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会が行う事務については、法第 16 条の規定に基づき、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表第五に規定されている。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の改正を受けて、学校保健統計の作成を目的とする基幹統計調査（以下「学校保健統計調査」という。）の調査対象に「幼保連携型認定こども園」を追加することに伴い、令別表第五における学校の定義に「幼保連携型認定こども園」を追加するものである。

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項第 6 号の規定に該当することから、意見公募手続は行わない。

## 2. スケジュール

閣議日：平成 27 年 12 月 4 日

施行日：公布の日（平成 27 年 12 月 9 日）

### <参考> 本改正を受けた調査変更のイメージ

学校保健統計調査の調査票（2 種類）について、表題部分のみ変更し、当該調査票により幼保連携型認定こども園についても調査を実施。

【幼稚園を対象とする「発育状態調査票」、「健康状態調査票」における表題部分の変更】

変更前	変更後
幼稚園	幼稚園及び 幼保連携型認定こども園